

平塚市 支給決定基準

平塚市 福祉部 障がい福祉課
平成18年10月1日
(令和8年6月1日 改定)

1 支給決定基準について

(1) 支給決定基準の目的

支給決定基準(以下「基準」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法における介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために設定します。

なお、支給決定基準中、特段の定めが無い場合は、各法律、規則、省令、事務処理要領等に準ずる取扱いとします。

(2) 支給決定について

サービスを支給決定するに当たっては、実際にサービスの利用見込みがある場合を原則とします。基準の支給量は、一律に支給するのではなく、障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定します。

児童のうち15歳以上の者について、児童相談所長が障がい者を対象とする障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を支給決定を行う市町村に通知することとされています(児童福祉法附則第63条の2及び第63条の3)。

(3) 支給量について

支給量は月ごとの管理となり、本人に必要な支給量を設定します。

なお、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)については、障害支援区分ごとに国庫負担基準(※)が示されていることから、国庫負担基準を考慮し、障害支援区分ごとの支給量を算出して、標準支給量とします。

※ 国庫負担基準

障害者総合支援法では、国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担の上限を定めており、それを国庫負担基準といいます。

本人に必要な支援が標準支給量を超えて必要である場合、勘案事項により支給できます。ただし、勘案事項を踏まえた支給量と乖離する支給決定を行う必要がある場合には、「平塚市障害者介護給付費等の支給に関する審査会」へ意見を求めます。

勘案事項は次のとおりです。

- ア 障がい者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- イ 障がい者等の介護を行う者の状況
- ウ 障がい者等に関する介護給付費等の受給の状況
- エ 申請に係る障害児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合には、その利用状況
- オ 申請に係る障がい者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- カ 当該障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- キ 当該障がい者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ク 当該障がい者等の置かれている環境
- ケ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

2 介護給付費の支給決定基準（標準支給量）

※ 標準支給量は、支給量を算出する際の「基準」であり、「上限」ではありません。

（1）居宅介護

ア 身体介護のみ

障害支援区分1	7時間／月
障害支援区分2	9時間／月
障害支援区分3	15時間／月
障害支援区分4	28時間／月
障害支援区分5	45時間／月
障害支援区分6	66時間／月
障害児（18歳未満）	25時間／月

イ 家事援助のみ

障害支援区分1	16時間／月
障害支援区分2	21時間／月
障害支援区分3	31時間／月
障害支援区分4	61時間／月
障害支援区分5	97時間／月
障害支援区分6	141時間／月
障害児（18歳未満）	なし

ウ 身体介護と家事援助（18歳以上）

身体介護と家事援助の合計が国庫負担基準を超えないよう算出します。

（例）障害支援区分6の月時間数の目安

身体介護	10時間	20時間	30時間	40時間	50時間	60時間
家事援助	118時間	96時間	78時間	55時間	33時間	13時間

エ 通院等介助（身体介護を伴う場合）

障害支援区分2	18時間／月
障害支援区分3	22時間／月
障害支援区分4	36時間／月
障害支援区分5	54時間／月
障害支援区分6	75時間／月
障害児（18歳未満）	34時間／月

オ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）

障害支援区分1	34時間／月
障害支援区分2	39時間／月
障害支援区分3	51時間／月
障害支援区分4	79時間／月
障害支援区分5	115時間／月
障害支援区分6	159時間／月
障害児（18歳未満）	73時間／月

※ 留意事項

介護保険給付対象の方は、ご相談ください。

(2) 重度訪問介護

障害支援区分4	152時間／月
障害支援区分5	192時間／月
障害支援区分6	304時間／月

※ 留意事項

介護保険給付対象の方は、ご相談ください。

(3) 同行援護

障害支援区分1～6	49時間／月
介護保険給付対象者	49時間／月

(4) 行動援護

障害支援区分3	39時間／月
障害支援区分4	52時間／月
障害支援区分5	69時間／月
障害支援区分6	90時間／月
障害児(18歳未満)	49時間／月

(5) 療養介護

当該月の日数／月

(6) 生活介護

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(7) 短期入所

4日／月

ただし、重症心身障害者、医療的なケアを必要とする遷延性意識障害者、医師によりそれらに準ずると認められた者については標準支給量を7日／月とします。

(8) 重度障害者等包括支援

障害支援区分6 96, 870単位／月

ただし、重度障害者等包括支援対象者であって同支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者は標準支給量を75, 870単位／月とします。

※ 留意事項

介護保険給付対象の方は、ご相談ください。

(9) 施設入所支援

当該月の日数／月

3 訓練等給付費の支給決定基準

(1) 自立訓練（機能訓練）

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(2) 自立訓練（生活訓練）

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(3) 宿泊型自立訓練

当該月の日数／月

(4) 就労選択支援

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(5) 就労移行支援

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(6) 就労継続支援A型

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(7) 就労継続支援B型

原則の日数(当該月の日数から8を控除した日数)／月

(8) 就労定着支援

当該月の日数／月

(9) 自立生活援助

当該月の日数／月

(10) 共同生活援助

当該月の日数／月

ただし、体験利用の場合は連続30日以内かつ年間50日以内とします。

4 地域相談支援の支給決定基準

(1) 地域移行支援

当該月の日数／月

(2) 地域定着支援

当該月の日数／月

5 平塚市地域生活支援事業の支給決定基準

※ 標準支給量は、支給量を算出する際の「基準」であり、「上限」ではありません。

(1) 移動支援

標準支給量 49時間／月

(2) 日中一時支援

ア 通常利用

標準支給量 5回／月

イ 延長利用(日中活動系サービスを利用した後の利用)

23回／月

(3) 地域活動支援センターA型

23日／月

事情があり開所時間を超えて利用が必要な場合、延長利用を行います。

(4) 地域活動支援センターB型

23日／月

(5) 訪問入浴

標準支給量 10回／月